

平成 27 年 5 月 11 日

各位

会社名 株式会社中央倉庫
代表者名 代表取締役社長 湯浅 康平
(コード番号 9319 東証第一部)
問合せ先 常務取締役
企画管理本部長 山田 栄作
TEL 075-313-6151

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 29 日開催予定の第 135 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日より施行され、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 30 条（取締役の責任免除）および第 41 条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 30 条の一部変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線部____は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 30 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第 30 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間に、同法第 423 条第 1 項の <u>損害賠償責任</u> を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく <u>損害賠償責任</u> の限度額は、法令が規定する額とする。

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任</u>の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
--	---

3. 日程

取締役会決議日	平成27年5月11日
定款変更のための定時株主総会開催日	平成27年6月29日 (予定)
定款変更の効力発生予定日	平成27年6月29日 (予定)

以 上